

環境審議会報告

専門部会は粗大ごみ有料化反対が多数 答申提出に「待った」の声!

粗大ごみ有料化についての議論が紛糾した1月の環境審議会（以下「審議会」）。有料化に対する態度を含めた採決では賛成7人、反対4人、保留2人という結果になり、その内容を盛り込んだ市長への答申案（「家庭系ごみ処理手数料のあり方について」への答申）が3月7日の審議会で議論されました。

減量化目標を達成、 なのになぜ有料化?

答申案の文章は、審議会前に各委員には配布されてきました。しかし審議の冒頭、前回の審議経過を不服として、専門部会の委員の一人である太田委員が「市長に答申を提出するのは考え直してほしい」とする意見を投げかけ、その理由を4つあげられました。

① 専門部会では、会長以外の5人中4人は粗大ごみの有料

別表① 環境審議会専門部会委員の粗大ごみ有料化への態度

会長	鈴木 靖文	環境コンサルタント	
	松田 由枝	市民(再生資源集団回収促進協議会)	賛成
	太田 理	市民(ピオトップ田原里山の会)	反対
	長谷川 和子	市民(公募)	反対
	大重 文恵	市民(公募)	反対
	西川 益美	市民(公募)	反対

別表② 1人1日あたりの粗大・不燃ごみの排出量(g)と目標

	2007年	08年	09年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年
排出量	87.5	79.9	54	51.1	56.2	49.3	47.5	46		
目標	87.5									47.8

別表③ 粗大ごみ・不燃ごみの費用

2009年	2014年
9800万円	8900万円

と何度も言っていた。しかし、審議会では「他市の動向を重視する必要がある」との旨の発言もあり、

化に反対（別表①）であり、専門部会で採決をとっていただければ「粗大ごみも有料化すべきでない」という結論になった。急いで結論を出そうとしたから賛否が分かれたのであり、もう1回議論していたら結論は変わっていたと思われる。

② 今もごみは減っていない、減量化目標も達成している（別表②③）

③ ちなみに処理費用も少なくなっています。それでも有料にするなら、目標を持つ意味は?

④ ごみ処理を共同している交野市と有料化の歩調を合わせるかどうかについて、市は専門部会で「市独自のこととして考えたらいい」と

方向が変わってきている。他にも、「負担の不公平感」についても、そうした市民の声は聞かないのに、それを大きな理由として有料化するのなぜか、などの内容でした。

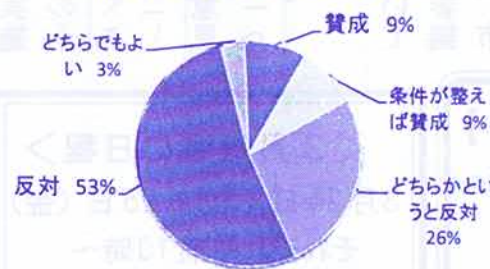
これについて審議会の福田会長が、「審議会でも多数になつたことを元に戻すことはできない。交野市と歩調合わせるのが当然ではないか」と発言し、大川議員も「1月にまとめた内容は審議会として役割を果たしている。最終は行政がどう判断するか。このまま進めるべき」と発言。

「市の不手際謝って済む問題じゃない!」

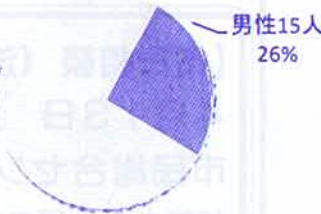
専門部会で審議した大重委員も「専門部会では計4日間、10時間以上真摯に議論した。求められれば採決をし、すれば4対1だった。不手際を謝って済むことではない」と市の対応を厳しく批判するなど、長谷川委員や西川委員からも批判が相次ぎました。

しかし市は「専門部会に議論を戻すことは考えていない」と回答。

粗大ごみ有料化の賛否



回答者(計58人)の男女数



市会議員
岸田あこ



市民の意見も「反対」が8割

岸田議員も「専門部会では、有料化に賛成・反対共通の意見として『市民に十分説明し、意見を聞くことは必要』とある。私も独自にアンケートした（別表）。

市民にアンケートを取り、反対が裏面に続く

議会報告

No.73 2016年3月18日号
発行：日本共産党四條畷市会議員団
四條畷市中野本町1-1 四條畷市役所内
Tel: 072-877-2121

2016年度四條畷市予算及び施策に関する要望書 (その⑥)

42. 「子ども基本条例」に則った、子ども施策の充実を図ること。
43. 放課後対策について
- ・「ふれあい教室」は、1教室につき複数の指導員を常時配置すること。
 - ・待機児が多い学校では学校に強く要請して空き教室を活用し、待機児解消につとめること。
 - ・全校での充実した「放課後子ども教室」の実施をすすめること。
44. 生活保護について
- ・生活保護の相談及び申請にあたっては、市民が相談しやすい雰囲気を感じ、親身に相談にのること。
 - ・いきすぎた就労指導や扶養義務による、減額や保護の打ち切りは行わないこと。
 - ・扶養義務者への問合せは、2014年12月現在の厚労省の通達に基づき行うこと。
 - ・生活福祉課の窓口に生活保護の申請用紙を置くこと。
 - ・生活保護世帯への夏の一時金、老齢加算の復活を国や府へ求めること。
 - ・ケースワーカーをさらに増員するとともに、憲法25条の精神に則った研修・指導を行うこと。
45. ごみ問題について
- ・ごみ減量化にあたっては、住民説明会を細かく実施し、住民とともに減量化策を考えること。生ごみ処理機や生ごみ消滅器の補助制度の実施や堆肥化容器補助制度の拡充を行うこと。
 - ・不燃ごみ・粗大ごみの定期収集を年数回でも復活させること。当面、不燃小物の回収ボックスを福祉コミュニティーセンターやスーパー、自治会館にも設置すること。
 - ・新炉建設にあたっては、情報を徹底的に公開し、住民の合意を図りながら取り組むこと。また、業者との協定は遵守させること。住民要望は可能な限り実施していくこと。
 - ・ふれあい収集を実施すること。
46. 放射線量測定器を購入し、学校などの公共施設で定点観測を行うこと。
47. 教育行政については教職員や保護者・子どもの納得・合意なしにはすすめないこと。
48. 食育の取り組みを強化し、市民へ普及を図ること。
49. 学力テストの結果の公表は行わないこと。特に、学校別の結果公表は序列化や競争性を強めるため絶対に行わないこと。

(つづく)

(表面のつづき)

多ければ、有料化は慎重にするよう書き加えを」と求めましたが、「説明によっては結果がかたよる」(大川議員)、「情報が少ない中では、結果はわかっている」(長畑議員)などを議員が発言し、その書き加えは認められませんでした。

『市民の声の代弁者』である議員が、市民の声は有料化反対が多数になることを分かっていて、有料化に賛成する。そこには、全国の流れや市の財政問題などの言い分があるかもしれませんが、それで市民は納得するでしょうか？

「市民に意見を聞き尊重を」に修正

様々な意見が出た後、答申案のいくつかの修正が行われました。

◆可燃ごみについては、ごみ減量化への余地は残されておき、「時期尚早」。

◆粗大ごみ・不燃ごみは賛否それぞれの主な意見を書き、「採決を行った結果、賛成多数であり可決に至りました。」とし、4つの意見がつけられています。

その中の「有料化の実施にあたっては、市民への十分な説明と意見を聞くこと。」としていた部分を「市民への十分な説明と意見を聞き、尊重すること。」へ修正が認められました。

粗大ごみ有料化については、一般会計予算案の審議でも岸田議員が質問し、市の理不尽さを明らかにしています。この点は来週お伝えします。



【市民相談 (法律相談含む)】

4月13日 (水) 夜7時～
市民総合センターにて

相談をご希望の方は、
岸田議員 (072-803-0303) までご連絡
をお願いします。



＜3月議会の日程＞

3月24日 (木)、25日 (金)
それぞれ午前10時～

本会議
一般質問

